

お 知 ら せ

平成29年2月12日
内閣官房

1. 本日7時55分頃、北朝鮮西岸より、弾道ミサイルが発射され、日本海に落下したとみられる。なお、我が国の排他的経済水域（EEZ）内ではないと推定される。
2. 総理には、本件について直ちに報告を行い、
①情報収集・分析に全力を挙げ、国民に対して、迅速・的確な情報提供を行うこと
②航空機、船舶等の安全確認を徹底すること
③不測の事態に備え、万全の態勢をとることの3点について指示があった。
3. また、政府においては、官邸危機管理センターに設置している「北朝鮮情勢に関する官邸対策室」において情報を集約するとともに、関係省庁局長級会議を開催し、対応について協議した。
なお、引き続き確認中であるが、現時点において、付近を航行する航空機や船舶への被害報告等の情報は確認されていない。
4. 今回の弾道ミサイルの発射は、航空機や船舶の安全確保の観点から極めて問題のある行為であるとともに、安保理決議等への明白な違反である。我が国としては、このような北朝鮮による度重なる挑発行為を断じて容認できず、北朝鮮に対し、厳重に抗議を行うとともに、強く非難した。
5. 引き続き、情報の収集・分析に全力をあげ、今後追加して公表すべき情報を入手した場合には、速やかに発表することとしたい。